



一刻も早いハッ場ダム中止を!!

「ハッ場ダム建設予定地の周辺で、地すべりの危険性があるところは22カ所。(その中で)地すべり対策が実施されるのは、わずか3カ所だけで、簡易な押さえ盛り土工法による対策を行うだけである。」これは、ハッ場ダム裁判の準備書面の中で指摘されている事実だ。ところが今春になって、すでに住民が住み始めている代替地の安全性について極めて危険な看過できない問題が浮上してきた(5p 地質学習会報告を参照)。

去る3月中旬、国土交通委員会の参考人として出席した地元代表は、そうした事実について感想を問われると「国が提供する代替地なのだから、そんな詐欺のようなことはないはず・・・」と答えた。代替地での生活再建を希望している地元住民にとって、そんな話は晴天のへきれきかもしれない。けれども大滝ダムの様に、たん水した結果、地すべりが発生して移転を余儀なくされたケースを決して無視できないのではなからうか。

4月中旬、現地見学会に参加して、山の斜面を切り土し、盛り土して造成された住宅地や道路、広大な山の斜面に造られたコンクリートの擁壁、橋りょう等背筋が寒くなるような巨大な自然破壊の現場を目の当たりにした。おまけにもう一つ、湖面1号橋の基礎工事が開始され、見物客が車を止めて見下ろしていた。前原大臣は地元の意向を配慮する余り、群馬県が工事入札を強行した1号橋に対し、予算を付けてしまった。関連工事を急いでハッ場ダム事業の後もどりをさせまいと目論む推進派のワナにはまった感がぬぐえない。生活再建の今後を左右する大きな争点であっただけに残念だ。

今までダム建設を前提として進んできた諸事業が、早急に「中止後」に向けて事業仕分けが必要なのは、この件を見ても明らかだ。法的な中止手続きが終了しない限り、不要な工事が進行し、ムダな税金の乱費が止められないとしたら、何のための政権交代だったのかと思う。水没予定地にそのまま希望者が住み続けられるような、ダムがなくても、自然豊かな景勝地、温泉街としてまちおこしができるような、真の生活再建に優先的に予算が投入されることを望んで止まない。

しかしダム建設を前提とした法律のもとでの生活再建には限界がある。今夏に予定されている「今後の治水のあり方に関する有識者会議」のダム見直し基準の提言を受けて、ハッ場ダムの必要性も検証すると前原国交大臣は述べているが、それと並行してぜひとも、「公共事業中止後の生活再建支援法」の制定も早急に進めてほしい。

一方で、ダム中止を法的に確定するには、一都五県知事がハッ場ダムの治水・利水上の不要性を認め、中止に同意することが必要なので、裁判で訴えてきたことが重要な意味を持つてくる。控訴審でも新証拠を発掘し、精力的に立証を重ねている(2p参照)。「ハッ場ダム建設は不合理である」という判決を勝ちとるまで、あるいはハッ場ダム建設計画が廃止されるまで、法廷での闘いに手を抜くわけにはいかない。弁護団の活動への協力、国会や都県議会でのロビー活動、署名、集会etc、私たちの知恵と行動力をフルに活用して、ハッ場ダムの早期中止と中止後の生活再建の実現まで、ねばり強く闘っていきましょう。

どうぞ、会員・支援者の皆様の、物心両面からのご支援をお願い致します。

田中清子

それでも ハッ場ダムは いらない 2



西島 和

「異常気象による災害も頻発しており、利水、治水を含めてダムは必要。政府に強く進言するつもり」「民主党をいろいろ具体的に問いつめていくと、(ハッ場ダム中止を) マニフェスト (政権公約) にうたう前にダムの必要性の検証なんか、ほとんどしていないんだよ。ごくごく限られた一方的な情報の上で、(建設中止を) ぱっと決めたわけだから」とは、石原慎太郎都知事 of 言葉です。しかし、ハッ場ダムの不要性は石原都知事を被告とする裁判の中でも十分にあきらかになっています。さらに、新たな事実も判明してきています。

4月16日に東京地方裁判所で行われた進行協議期日では、近時あらたに明らかになった事実に基づき、ハッ場ダムの治水上の不要性を明らかにする準備書面(1)を提出しました。その概略は、以下のとおりです。

1 ハッ場ダムの治水上の不要性(1) 八斗島地点毎秒22, 000 m³の洪水が発生する可能性は限りなく皆無に近い

現時点では、利根川の上流でカスリーン台風と同程度の雨が降っても、八斗島地点での洪水流量は毎秒16, 750 m³の洪水しか発生しませんが、国交省は、現時点では存在しない堤防が存在する「河道断面」を設定して、基本高水流量毎秒22, 000 m³を算出しています。この「河道断面」が現実化する可能性について、東京地裁判決(定塚誠裁判長)は「皆無ではない」との判断を示しましたが、この「河道断面」が現実化するような「将来の河道整備」の計画はなく、河道整備の可能性はほとんど皆無なのです。このことは、弁護団が、現地調査や裁判所を通じた国交省に対する調査によって明らかにしてきたことですが、さらに、東京新聞が国交省に対し取材を行ったところ、国交省は、計算の前提とした河道断面図は「『想定工事』ではなく、計算のために断面図を仮設定したもの」と回答しました。これで、河道整備の可能性がほとんどないことがますます明らかになりました。東京新聞は、この事実を「利根川・最大流量算出法に疑問」として大きく報じました(平成22年1月12日朝刊)。

2 ハッ場ダムの治水上の不要性(2) 国交省の流出計算のでたらめさ

昨年5月に出された東京地裁判決(定塚誠裁判長)は、ハッ場ダム計画の前提となっている利根川の治水計画で設定された基本高水流量22, 000 m³(八斗島地点)は、「貯留関数法」により科学的に裏付けられたもので、不合理ではないとしています。

しかし、この「貯留関数法」で用いられている数値のうち、「飽和雨量」及び「一次流出率」の値がでたらめであることが明らかになりつつあります。

これまで、国交省は「貯留関数法」の算出過程についてのデータを隠していた(現在でも一部隠している)ため、「貯留関数法」の計算の合理性について検証することができなかったのですが、弁護団が裁判所を通じて国交省に対し調査をしたところ、国交省が「飽和雨量」を48mm、一次流出率を0.5と設定して計算を行っていることが判明しました。

「飽和雨量」「一次流出率」は、いずれも、集水域に降った雨のうち、どのくらいの雨が地中にとどまるかをあらわす概念で、飽和雨量が小さいほど、また、一次流出率が高いほど、たくさんの雨が川に流れ込むこととなります。この点について、森林政策専攻の関良基助教授(拓殖大学)は、「普通の森林土壌は130ミリ程度の雨水を貯めることができる。八斗島上流は緑豊かな地域。森林をすべて伐採しない限り、飽和雨量が48ミリということはあり得ない」としています(平成22年1月16日東京新聞朝刊)。また、国が設置した「今後の治水のあり方に関する有識者会議」の委員である鈴木雅一教授(森林水文学専攻、東京大学大学院)は、同会議において、「利根川における、一次流出率、飽和雨量は、自分が知るハゲ山の裸地斜面の流出より大きい出水をもたらす」との見解を示しました。飽和雨量、一次流出率を適正に設定して計算を行えば、カスリーン台風と同程度の雨が降っても、雨が川に流れ込む量は国交省の想定より小さくなり、ハッ場ダムの必要性の前提は崩れることとなります。

以上の事実について、石原都知事が知りながら「ハッ場ダムは必要」というのであれば、都民を欺いて税金をハッ場ダムにムダづかいするということであり、許されないことです。逆に、石原都知事がハッ場ダム

の不要性について何も知らない、というのであれば、石原都知事こそ「ごくごく限られた一方的な情報の上で」八ッ場ダム建設を推進しているということになりましょう。

弁護団では、今後も調査を重ねるとともに、専門家からも協力をいただいて、八ッ場ダムの不要性を明らかにしていきます。皆さまのご支援をお願い致します。

*次回裁判は9月10日午後4時、進行協議（原告のみ傍聴可能）です。

5月10日午後、参議院議員会館第一会議室にて、2つのイベント開催

「ダム見直しに関する政府・議員とNGOの対話の会」「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会ーその2」

1. 「ダム見直しに関する政府・議員とNGOの対話の会」

新政権になって「ダムに依存しない河川行政」へと舵が切られています。「治水のあり方を考える有識者会議」が今年の夏ごろに新たな基準を設定し、その基準によって個々のダム事業の見直し作業が予定されています。しかし、この有識者会議が非公開であることから、私たちの声が新たな基準造りに反映されるのか不安、という声が全国から沸きあがりました。

ダムに依存しない河川行政のあり方について、「公共事業チェック議員の会」に、政府・国会議員・NGOの意見をオープンな場で聴取していただくことになりました。

開催場所：参議院議員会館 第一会議室

開催月日：2010年5月10日（月）13時から14時30分

司会：大河原雅子参議院議員 「公共事業チェック議員の会」事務局長

開会挨拶：松野信夫参議院議員 「公共事業チェック議員の会」会長

国交省代表あいさつ：三日月大造政務官（予定）

NGOからの意見

佐々木克之氏 北海道自然保護協会

北海道3大ダム計画から 水産資源への影響も含めて

石井 亨氏 環瀬戸内海会議

新内海ダム計画から 「補助ダム問題」

今本博健氏 元淀川水系流域委員会委員長

淀川水系流域委員会の経過から なぜ、「ダムによらない治水」でなければならないのか

黒田弘行氏 清流球磨川・川辺川を未来に手渡す郡市民の会

「ダムによらない治水を検討する場」から「住民が望むダムによらない治水とは」

水源連事務局

国内ダム問題全般から 「ダム依存からの脱却に向けて」

主催者：「公共事業チェック議員の会」と「水源連」との共催

協賛団体：全国115団体（八ッ場ダムをストップさせる東京の会も含まれます。）

2. 「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会ーその2」

ー検証：公共事業の見直しはどこまで進んだかー

2009年4月25日の「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国集会」で公共事業各分野からムダな事業が計画・推進されていることが報告されるとともに、徹底見直しが求められた。民主党、共産党、社民党、国民新党、新党日本は衆議院選挙で「ムダな公共事業の徹底見直し」をそれぞれのマニフェストに盛り込んだ。政権交代が果たされた現在、新政権による公共事業見直しがどこまで行われてきたのか、今後見直されるべきものは何なのか、を明らかにする。あわせて、今年予定されている参議院選挙のマニフェストに取り込むよう、各政党を激励する。

開催場所：参議院議員会館 第一会議室（上記集会と同じ）

開催月日：2010年5月10日（月）15時から17時

各政党からの報告と決意表明

民主党、社民党、国民新党、共産党、みんなの党、新党日本

NGOからの意見プレゼン。

干潟・埋立て問題 ラムサール・ネットワーク日本 花輪伸一氏

森林・林道問題 日本森林生態系保護ネットワーク 市川守弘氏

道路問題 道路住民運動全国連絡会 橋本良仁氏

河川・ダム問題 水源連事務局

主催者：「ムダな公共事業の徹底見直しを実現する全国大会ーその2 実行委員会」

後援：「公共事業チェック議員の会」

東京都ピンチ！ 水あまりがわかつちゃう！？

都議会に水需要予測見直しを求める請願を提出

ニュース前号でお知らせしたように、八ッ場ダムをストップさせる東京の会が都議会に提出した「八ッ場ダム事業見直しを求める請願」が2月22日の都市整備委員会で審議されました。多くのみなさんのご協力により、署名総数は5525筆に達しましたが、結果は継続審議でした。普通、市議会などで継続審議といえば、採決にいたるまで審議を続けるということですが、都議会では、継続審議になった請願はもう次の議会で審議されることなく、いわばお蔵入りになってしまう、という大変失礼な慣例になっています。都市整備委員会の構成は与野党同数で、委員長が民主党です。委員会前の打ち合わせで、採決しようとしたら、与党が継続審議を求める動議を出し、可決してしまうとちらつかせたもので、結局民主党が継続審議を受け入れたそうです。

ほんとうに残念な結果でしたが、伯仲とはいえ野党多数の都議会ですることにはないかとさらに知恵を絞り、今度は「水需要予測の実施を求める」請願を提出することにしました。「過大な水道施設の整備を避けるため、水需要予測の見直しを早急に行うべき」という趣旨です。こちらは水道事業を審議する公営企業委員会にかかり、与野党同数で自民党が委員長なので、多数決で採択されることを期待しています。

グラフのように、一日最大配水量は1992年より減少の一途をたどっており、2013年に600万m³/日に達するとした2003年予測を、2008年時点で100万m³以上も下回っています。現在の実績に基づき、減少傾向を反映した予測式で計算をやり直せば、水需要予測は大幅に下方修正されて水あまりの実態があからさまとなり、八ッ場ダム事業参画の理由もなくなってしまいます。だからこそ、東京都はかたくなに予測の見直しを拒んできました。

ところがここに来て、予測のやり直しをしないと、水道事業への国からの補助金をもらえないという窮地に、東京都が立たされていることがわかりました。嶋津暉之さん（市民連絡会代表）の解説を引用します。

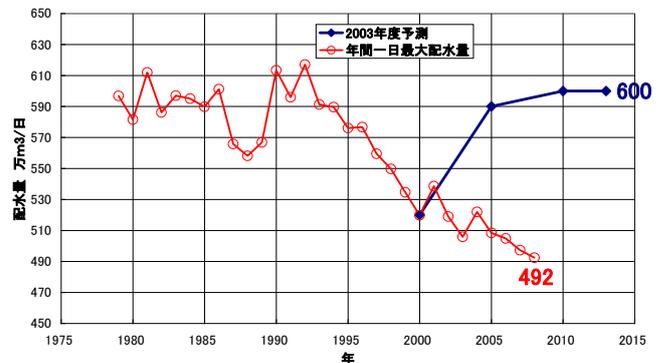
<各都県が行う利水の再評価は、厚生労働省の水道施設整備費国庫補助事業評価実施細目によるもので、補助金交付の条件として義務付けられています。少なくとも5年おきに再評価を行って第三者機関の了承をとることになっています。八ッ場ダムの利水について各都県が前回、再評価を行ったのは平成16年度で、それから5年以上経っていますが、東京都水道はまだ再評価を行っていません。

そのため、厚生労働省水道課による平成22年度の補助金の予算内示では、東京都が抜けており、今年度の早い時期に再評価を実施しないと、今年度の水道の補助金をもらうことができません。東京都の担当者も、そのことは認識しているが、再評価の時期は未定ということでした。

第三者機関の了承をもらうためには、水需給計画と、費用対便益（B/C）の結果を示さなければなりません。B/Cは適当に数字を膨らませるとしても、2003年12月の水需要予測を見直せば下方修正しなければならなくなり、裁判にも影響を与えかねません。そうかといって、再評価のやり直しをしないと、水道の補助金をもらうことができないのです。>

行政として、もはや水需要予測から逃げることはできないはずですが、それが、八ッ場ダム事業からの撤退へ道筋をつけます。
(深澤洋子)

2003年予測と年間最大配水量実績値



同封の請願署名（締切り5月15日）へのご協力、5月27日（木）午後1時からの公営企業委員会の請願審議の傍聴をよろしくお願ひします！

※訴訟のHPから、署名と説明資料のダウンロードができます <http://www.yamba.sakura.ne.jp/>

やっぱりダムなんか造っちゃいけない場所なんだ…地質学習会

東京の桜が葉桜となった頃、満開の渋川を抜けて川原湯温泉に出ると、こちらはまだ咲いていませんでした。4月11日「専門家に学ぶ 一から分かる八ッ場の地質学習会」は、変わりやすい天気のもと、午前中のフィールドワークと午後の学習会というメニューで開催されました。講師は京都大学名誉教授の奥西一夫さんと元京大防災研究所の中川鮮さん。さらに八ッ場の地質を長年研究している中村庄八さんも加わって、このあたりの土地の成り立ちから解説していただく機会となりました。



▲講師の奥西一夫先生(中)と中川鮮先生(右)の紹介



▲この下の方に新しい川原湯温泉駅ができる

裏山がくずれるところで、昔から地すべりが起こっているそうです。JR川原湯温泉駅はここにできる予定です。

横壁地区や林地区の地すべり地を見た後、川原畑地区三平代替地に行きました。切土のすぐそばを付け替え国道が走り、新しい家も建っています。切り取った山肌には一面に四角いコンクリートの枠が敷き詰められ、アンカーボルトが打ち込まれているところもたくさんあります。アンカーボルトの周囲は錆が流れたようにコンクリートが赤茶に変色しているところがありました。山肌がへこんでいるところは、土砂くずれが起こったものだろうという話でした。

午後の学習会では、さらに嶋津暉之さんから打越代替地の安全性を土質工学専門家が検討した結果について報告がありました。その内容は「宅地防災マニュアル」の許容安全率を下回るという衝撃的なものでした。しかもコンサルタントがつくった報告書がずさんで、まるで耐震偽装事件のようです。地形に手を加えこんなにも変えてしまった今、危険性をどう回避するのか、非常に難しい問題です。専門家



▲コンクリートの枠は錆で変色

からは、「地すべりが直ちに起こることはないだろう。防災地図をつくり、人的被害が起こらないようにし、観察しながら共存するように」という話でした。

学習会の後記者会見をし、前原国交大臣に出す要請書の紹介がありました。「こんなところにダムを造ってはいけない」と指摘がされてきたのに、ここまで来てしまったのです。ダムなし生活再建を考えるうえでも、重い課題となっています。



☞ 林地区で地すべりの説明を聞く参加者

第6回総会報告

『ハッ場ダムをストップさせる東京の会』第6回総会を2月27日(土)午後、コアいけぶくろにて開催した。

議長に八木昭子さんを選び、代表の深澤洋子さんより活動報告、会計の田中清子さんより会計報告、苗村洋子さんから、活動方針がそれぞれ議案書に沿って報告、提案があり、すべて原案通り承認された。また役員についても昨年と同じとして承認した。

特に、予算の中で田中さんより、裁判、弁護費用について、「これまで弁護団に頼ってきたが、その資金も底をついたので、ぜひカンパをお願いしたい」との呼びかけがあった。

質疑や意見は、以下の通り。

嶋津:都議会の対応は不満だが、努力していただいた野党議員には感謝しよう。

深澤:今後、都議会へは、水需要予測の見直しや、地下水の保有水源へのカウントを求める請願を3月中に提出できるよう、検討していきたい。

会員:会の活動がロビー活動中心になっているように見える。市民としてはどう取り組んでいいかがわからなかった。

深澤:皆さんに署名に協力していただき、それを都議会、国会に届けて、政策転換が実現した。

田中:ここまで来れたのは、ロビー活動の成果なので、今後も参院選、都知事選などに向けた行動が必要。

遠藤:都の予算のハッ場ダム本体工事に関する支出をどう止めるかについて、都議会への働きかけを具体的に進めたい。

会員:ハッ場ダムは中止となっているが、裁判はいつまで続くのか。

深澤:関係各都県が予算をつけており、政治状況も予断を許さない現状で、「ハッ場ダム事業計画廃止」という法的結論が出るまでは裁判も続くことになる。(懸樋まとめ)

ハッ場ダムをストップさせる東京の会 第6回総会議案書(一部略)

2010年2月日(土)午後2時 於:コアいけぶくろ

議案1 2009年度活動報告

一昨年11月25日の結審から、ようやく半年後の5月11日に下された東京地裁判決は、行政の裁量が無制限に認めたまわめて不当なものでした。私たちはただちに控訴し、5月末の控訴スタート集会では、判決のでたらめさを徹底的に批判しました。しかし、続いて6月に前橋、水戸でもその焼き直しのような判決が出て、裁判所の後進性に愕然とするばかりでした。そして、今年1月19日、裁判指揮から少しはまともな判決が期待された千葉地裁でも、私たちの論証したことに目を背ける、同レベルの判決が下されました。

一方で、8月末の衆議院議員選挙で政権交代が起こり、国交大臣が「ハッ場ダム建設を中止する」と明言したことから、ハッ場ダムは「コンクリートから人へ」の政策転換の象徴として一躍注目を浴びました。その反動で、地元からは「今さら中止されたら困る」という反発が巻き起こり、6都県の知事も「ハッ場ダムは絶対必要だ」と一斉に言い立てました。そうした主張、連日の報道の中の数多くの誤りを正すため、私たちは「パーフェクトガイド」を作成して、ロビー活動等で配布し、集会や記者会見を開き、説明に努めました。最近では、国交書の最大洪水流量の計算方法に対する疑問や、工事受注に関わる談合の可能性、ダム予定地の地滑りの危険性、中和生成物(強酸性の水質を石灰で中和している)や上流から流れてくるヒ素によるダム湖の水質悪化の危険性が報道されるようになってきました。

ハッ場ダム中止の政府方針は変わらないものの、建設中止が正式に決まるのは、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が今夏つくる見直し基準による検証を行ってからとされています。結論が先送りされる中、私たちが求めていた生活再建支援法の制定も来年の通常国会まで延期されました。半世紀以上ダム問題に翻弄されたあげく、宙ぶらりんの状態におかれた現地住民の不安はもっともなことです。有力者たちが主張する通りに、湖面一号橋をはじめとした周辺工事が全て実施されれば、無駄であるばかりでなく、ダム中止後のまちづくりに障害となりかねません。そのため、ストップさせる各県の会とともに、焦眉の一号橋の工事入札中止を求める要請を行いました。

こうした不確実な情勢から、控訴審も様子見の雰囲気で行進協議が重ねられ、法廷がいつ開かれるかはまだわかりません。しかし、原告弁護団は今度こそ敵が言い逃れできないように、高橋団長自ら洪水基準点上流の堤防を全て実地調査、また複数の学者意見書を依頼するなど全力を尽くしており、11月末に大部の控訴理由書を提出しました。

昨年の衆院選の前には都議選があり、東京の会では野党各会派に「ハッ場ダム中止」を公約に明記するよう求めるロビー活動を行いました。衆院選とあわせ、ハッ場ダムに関する候補者へのアンケートも実施しました。そして都議会でも与野党逆転が実現し、関係6都県の中で唯一、ハッ場ダム建設の反対派が多数を占める議会となりました。東京の会では「ハッ場ダム事業見直しを求める請願」を12月議会に提出、5500筆以上の署名を集めましたが、2月22日の都市整備委員会では採決においてダム反対派が一人不足していたことから、大変残念なことに、お蔵入りを意味する「継続審議」となってしまいました。

広報では、ニュースを3回発行し、うち2回は会員外にも広く、監査請求時からの関係者約1400人に発送しました。判決日を知らせる葉書も1400人に発送、また提訴5周年集会のお知らせと請願署名用紙を会員に発送しました。学習会等は、あしたの会会員としての活動が中心となりました。12月6日の提訴5周年集会に

は、6都県から150人が結集、「法廷でのたたかいと政治や社会を動かすたたかいを地道にすすめ、今こそ公共事業のあり方を真に問い直す市民の声を大きく広げていきましょう」とのアピールを採択しました。また、メーリングリストでの情報発信にも努めました。

議案2 2009年度決算

2009年度 決算報告 (自2009.1.1～至12.31)

収 入		支 出	
前年度繰越金		最終準備書面	印刷代 200,000
郵便貯金	239,828		送交代 12,170
現金	60,665		原本代 2,000
小 計	300,493	ニュースレター	紙・印刷代 55,600
会費(154人)	325,500		送交代 218,782
カンパ	36,000	判決日通知送交代	75,000
書籍売上げ	35,400	総会費	紙・印刷代 8,215
最終準備書面売上げ	198,750		送交代 36,940
控訴集会参加費	18,500	アンケート費	紙・葉書・印刷代 4,310
小 計	614,150		送交代 15,360
		パーフェクトガイド制作費	10,098
		控訴集会会場費	23,625
		裁判説明会会場費	15,750
		書籍購入代	45,000
		コピー代	9,500
		代表事務費	6,000
		駐車料金・他	975
		小 計	739,325
		次年度繰越金	
			郵便貯金 148,558
			現金 26,760
		小 計	175,318
合 計	914,643	合 計	914,643

以上の通り、相違ありません。 2010年2月23日
 会計監査 角 早桐 (印)

議案3 2010年度活動方針(案)

政権交代によって「八ッ場ダム中止」が現実のものとなってきましたが、まだまだせめぎ合いが続いています。現地ではようやく国交大臣との対話が始まりましたが、かたくなな姿勢はくずしておらず、6都県知事の中止反対キャンペーンや群馬県が一号橋橋脚の入札を強行するなど、予断を許さない状況が続いています。

控訴した裁判は、国の動きを見定める必要からゆっくりしたペースで進んでいます。進行協議を入れながら控訴理由書を書面や意見書で補強していく活動が弁護団と専門家によって行われており、口頭弁論が法廷で開かれると結審が近くなる可能性もあるので、政治の動きにも気をつけながら進めていくことになります。弁護団が用意した裁判費用の蓄えが底をついたため、私たちは他県のストップさせる会とともにカンパ集めや、弁護団会議への出席などで、引き続き立証活動に協力します

政権交代後注目されたため、八ッ場ダムは全国的に知られるようになりました。今後は八ッ場ダム中止を確実なものにすること、現地の生活再建のしくみをつくることに力を注いでいかなければなりません。そのため、今年度は政治へのはたらきかけを中心に活動していきます。現在「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が精力的に開催され、非公開で議論されています。会議の公開を引き続き求めると同時に、ダムに頼らない治水のあり方をきちんと導き出してくれるよう、意見書提出など、積極的にはたらきかけます。また、夏に行われる参議院議員選挙への取り組みや、議会構成が逆転した野党全会派に「都議会の過半数を占めている野党が八ッ場ダムに反対」であることを表明するように働きかけるなど、アプローチを強化します。「八ッ場あしたの会」と連携して活動することが多くなるでしょう。現地見学会や学習会なども、様子を見ながら時期を捉えて実施します。

<活動計画>

① 裁判

- (ア) 高裁でも裁判傍聴を呼びかけ、傍聴席をいっぱいにし、裁判への注目をアピールします。
- (イ) 適宜開催する東京弁護団会議で、弁護士、幹事有志を中心に、裁判の具体的、専門的な内容を検討し、立証活動に協力します。

② ロビー活動

- (ア) 参議院選では、ハッ場あしたの会と協力してアンケートを実施、どちらも結果の周知に努めます。
- (イ) ハッ場ダム反対を掲げる候補へは、会員個人がそれぞれ積極的に応援を行きましょう。
- (ウ) 実際にハッ場ダム中止が確実になり、生活再建支援法が制定されるまで、他団体と連携しながら、都議会、国会議員への地道なロビー活動を進めます。

③ 広報、学習会

- (ア) 原則として会員のみを対象に、ニュースを年4回発行しますが、そのうち1回程度、関係者全員に送ります。必要に応じて、葉書も発送します。郵送費を軽減するため、メール、メーリングリストの活用を図ります。
- (イ) 他の5県のストップさせる会をはじめ、ハッ場あしたの会、利根川流域市民委員会、水源開発問題全国連絡会、多摩の地下水を守る会など、他団体と連携して、イベント、学習会等を開催し、共に運動を拡げるための方法を模索します。適宜、チラシ撒き、街頭宣伝を行い、岩波ブックレット等を販売・頒布する活動を進めます。

議案4 2010年度予算(案)

2010年度予算(案)

自 2010年1月1日 至 2010年12月31日

収 入		支 出	
前年度繰越金		ニュースレター発送代	250,000
郵便貯金	148,558	裁判費用	200,000
現金	26,760	裁判説明会会場費	20,000
		学習会開催費	30,000
小 計	175,318	総会開催費	30,000
		用紙・印刷代	100,000
会費(300人)	400,000		100,000
カンパ	200,000		6,000
書籍売上金	50,000		119,318
学習会参加費	30,000	案内葉書・アンケート発送代	
		代表事務費	
		予備費	
小 計	680,000		
合 計	855,318	合 計	855,318

議案5 役員選出

- 代 表 深澤洋子
- 事務局 苗村洋子、川合利恵子、水野眞喜子、小山和久
- 会 計 田中清子
- 広 報 田巻誠、懸樋哲夫
- 会計監査 角 早桐
- 幹 事 梅沢 みどり、岩本 博子、谷合 周三、只野 靖、高橋 利明、大河原雅子、松本 真理子、板谷 紀子、八木 昭子、小山 美香、佐々木 貴子、指田みゆき、遠藤 保男、西島 和

各地の裁判日程

宇都宮市	5月25日(火)	13:10~	東京高裁 822号法廷	口頭弁論
栃木県	6月10日(木)	11:00~	宇都宮地裁 302号法廷	口頭弁論
埼玉県	7月14日(水)	11:00~	さいたま地裁 判決?	105号法廷
茨城県	9月9日(木)	16:00~	東京高裁第10民事部	進行協議
東京都	9月10日(金)	16:00~	東京高裁 16階	進行協議



◇会費納入・カンパのお願い

私たちの活動は、皆さまの会費、カンパで支えられています。ご協力をお願いします。

会費:1000円/年

振替:00120-8-629740

ハッ場ダムをストップさせる東京の会

